

国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(設置) 第1条 学長は、国立大学法人東京農工大学学則第31条に規定する学生の懲戒に関し、学生生活委員会から申し出があったときは、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、教育担当副学長並びに工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、<u>連合農学研究科長及び技術経営研究科長</u>がそれぞれ推薦し、学長が命じた者若干名で組織する。</p> <p>(懲戒の審議) 第7条 委員会は、当該事案について、必要な調査を行い、懲戒処分等を審議して、懲戒処分書案及び懲戒処分公示案を学長、学生生活委員会及び当該教授会等へ報告する。</p>	<p>本則</p> <p>(設置) 第1条 学長は、国立大学法人東京農工大学学則第31条に規定する学生の懲戒に関し、<u>教育・学生生活委員会</u>から申し出があったときは、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、教育担当副学長並びに工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長<u>及び連合農学研究科長</u>がそれぞれ推薦し、学長が命じた者若干名で組織する。</p> <p>(懲戒の審議) 第7条 委員会は、当該事案について、必要な調査を行い、懲戒処分等を審議して、懲戒処分書案及び懲戒処分公示案を学長、<u>教育・学生生活委員会</u>及び当該教授会等へ報告する。</p>	

附 則 (教規程第7号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。